

31 中環環第 653 号
令和元年 6 月 7 日

中野区環境審議会会長 様

中野区長 酒 井 直 人

中野区環境審議会への諮問について

中野区環境基本条例第 11 条第 3 項及び同条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

《諮問事項》

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

《諮問理由》

第 3 次中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、2016 年 3 月、2016 年度を初年度とし 2025 年度までの 10 年間を計画期間として策定しました。策定後 3 年が経過し、この間に基本計画策定当初とは状況が大きく変化しました。

気候変動枠組条約の下採択された、地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた「パリ協定」が 2016 年 11 月に発効しました。協定の目的の一つである気候変動の脅威に対応するため、2018 年 6 月に「気候変動適応法」が公布され、同年 11 月には「気候変動適応計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出削減の緩和策と気候変動への適応策を並行して進めることとなりました。

また、国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と、その中に掲げられた「持続可能な開発目標」（SDGs）を受け、2016 年 5 月に内閣総理大臣を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部が設置されました。この本部の下で、同年 12 月には、今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs 実施方針」が定められ、その後「SDGs アクションプラン」が策定され、官民を挙げて課題に取り組むこととされています。

このような、国内外の状況を踏まえ、基本計画の改定が必要であると考えたものです。

併せて、区は、2020 年度に向けて、中野区基本構想の改定及び中野区基本計画の策定を進めています。上位計画である「中野区基本計画」と、目標とする姿や取り組み等について、整合性が図られたものとしていきたいと考えています。

以上の趣旨を踏まえ、基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等についてご審議をお願いいたします。